



JSIP 2026 模擬裁判事例

判決および理由

部総括判事 Ronny Thomas判事

デュッセルドルフ地方部

判決の根拠

[A] モバイルデバイスが設置される搭載部と、前記搭載部がヒンジ軸を介して回転可能に接続される基部で構成されるモバイルデバイス用スタンド。本モバイルデバイス用スタンドは、以下の要素を備えることを特徴とする。

[B] ヒンジ軸の周辺部に沿って前記基部に形成された複数の凹部

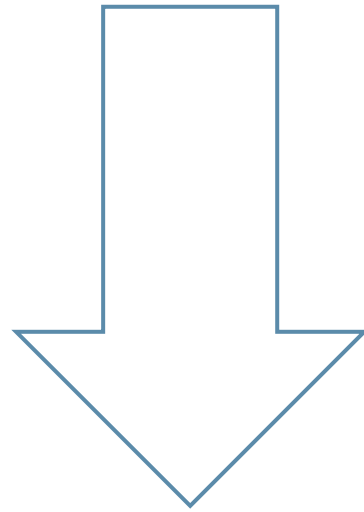
[C] 搭載部側から突き出ており、前記凹部と所定の位置で嵌合する突起

[D'] 前記突起を付勢する**金属製圧縮コイルばね**

[E] (スタンドを特徴づける結びの句)

出発点

[D'] 前記突起を付勢する**金属製圧縮コイルばね**



均等性？

[d] 前記突起を付勢する**金属製板ばね**

均等侵害を判断するテスト

1. **技術的均等性**：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同一の課題を解決し、かつ（本質的に）同一の機能を果たすか？
2. クレームの保護を均等物に拡張することは、**特許権者の公平な保護**に相応しいか？
3. **第三者にとっての合理的な法的安定性**：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？
4. **特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？**

技術的均等性：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同じ課題を解決し、かつ（本質的に）同じ機能を果たすか？

【0007】したがって、本発明の主な目的は、**構成部品の経年摩耗や材料の経年劣化を原因とする保持力の減少のない、堅牢かつ安定した角度保持機能を発揮するモバイルデバイス用のスタンドを提供することである。**

【...】

【0010】本発明によれば、**構成部品の経年摩耗や材料の経年劣化による保持力の低下のない、堅牢かつ安定した角度保持機能を発揮するモバイルデバイス用のスタンドが提供される。**

技術的均等性：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同じ課題を解決し、かつ（本質的に）同じ機能を果たすか？

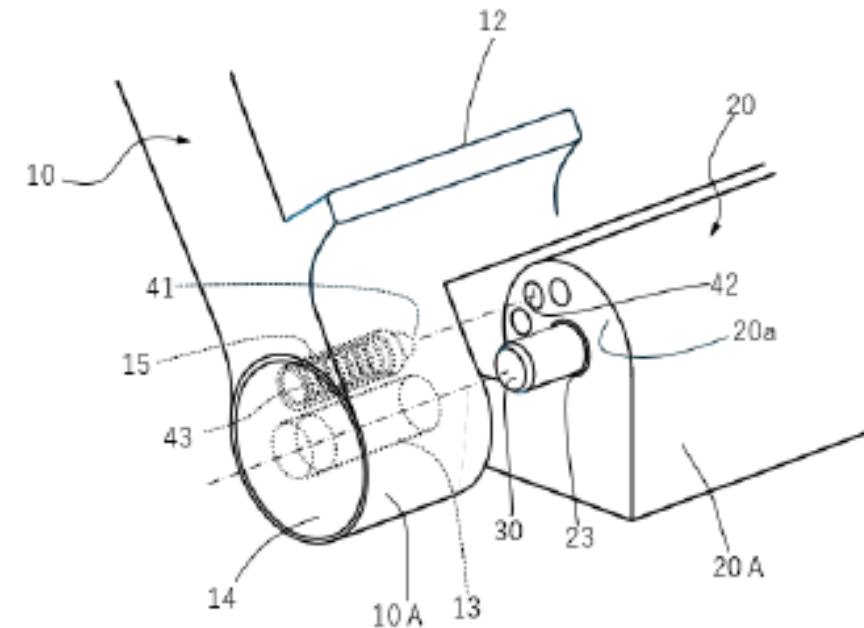
構成要件D'の具体的な機能とは？

...突起を凹部開口に向けて押し出す継続的な機械的付勢力を提供すること

および

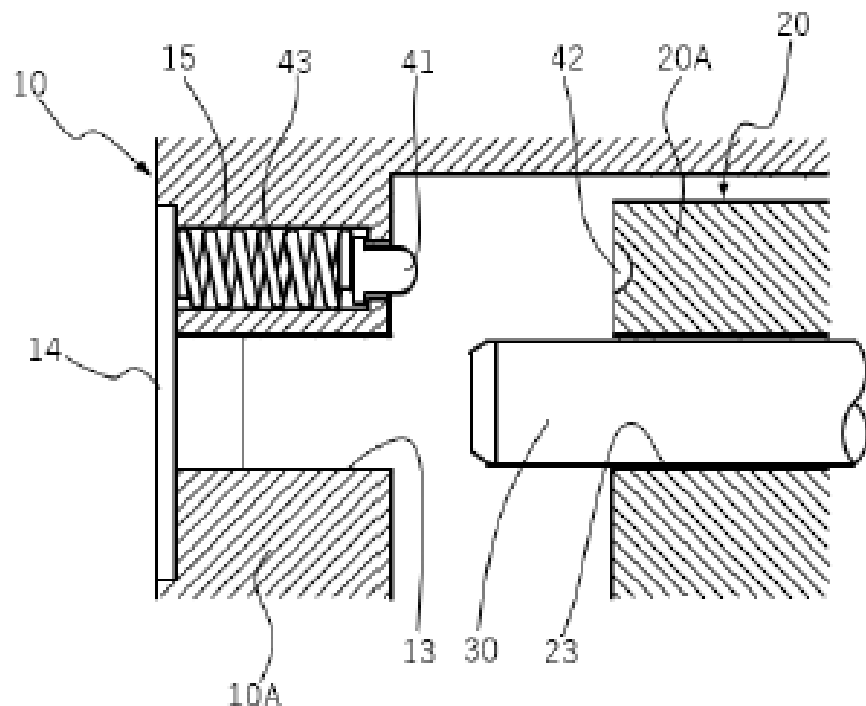
位置合わせ時に突起を凹部にスナップ嵌合させる復元力を生成し、特徴的な「カチッ」という触感を発生させること

[図2]

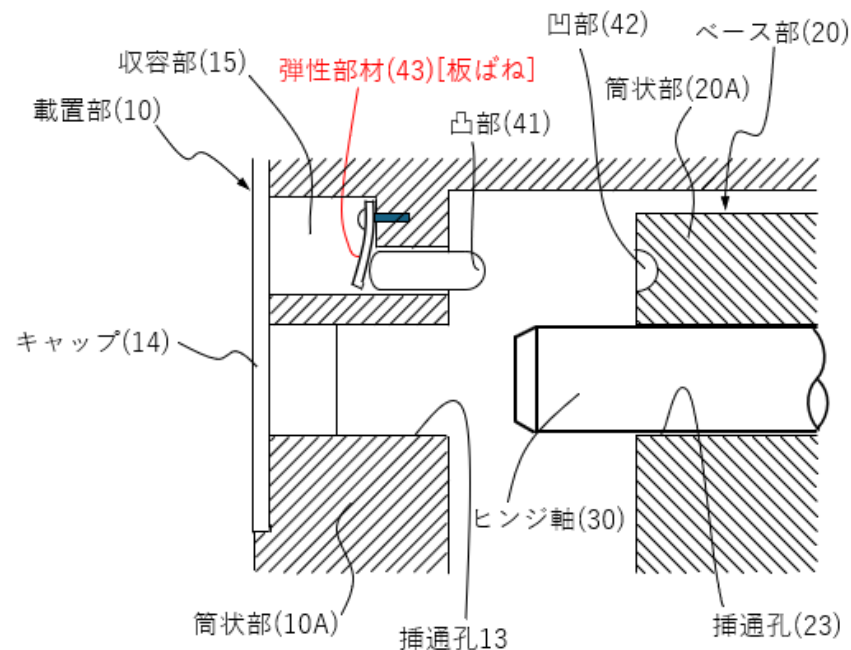


技術的均等性：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同じ課題を解決し、かつ（本質的に）同じ機能を果たすか？

[図 4]



訴訟中の特許



異議を申し立てられている
実施形態

技術的均等性：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同じ課題を解決し、かつ（本質的に）同じ機能を果たすか？

【0024】図2および図3に示す通り、本実施形態の弾性部材43は金属製の圧縮コイルばねである。

圧縮コイルばね43は、筐体部15に収容されている。

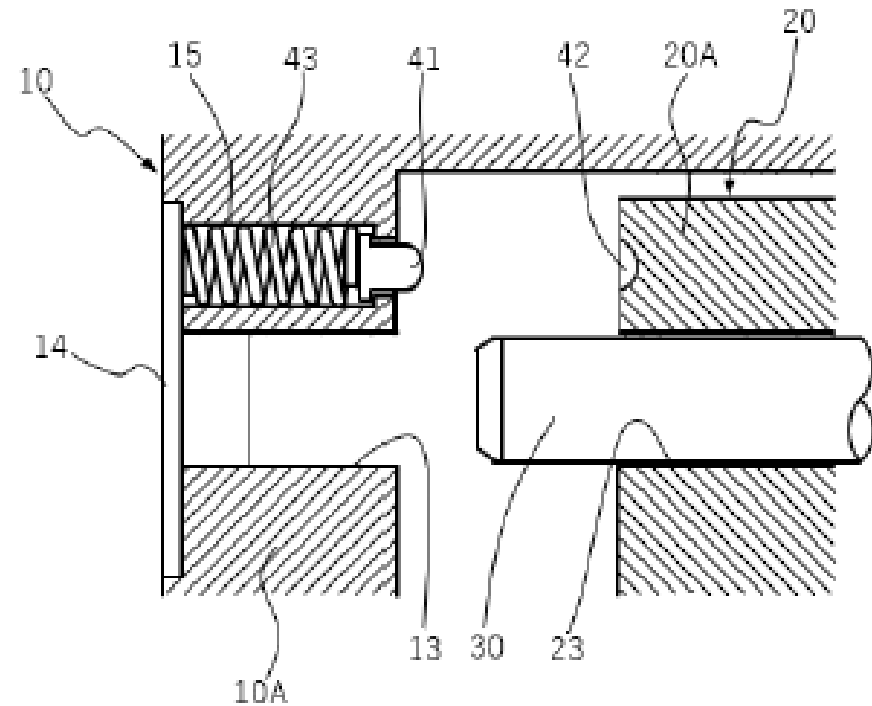
それは筐体部15の内周面に案内され、ヒンジ軸30の軸方向に圧縮されることによって、突起41を基部20の円筒部20Aの端面20a側に向かって付勢する。

均等侵害を判断するテスト

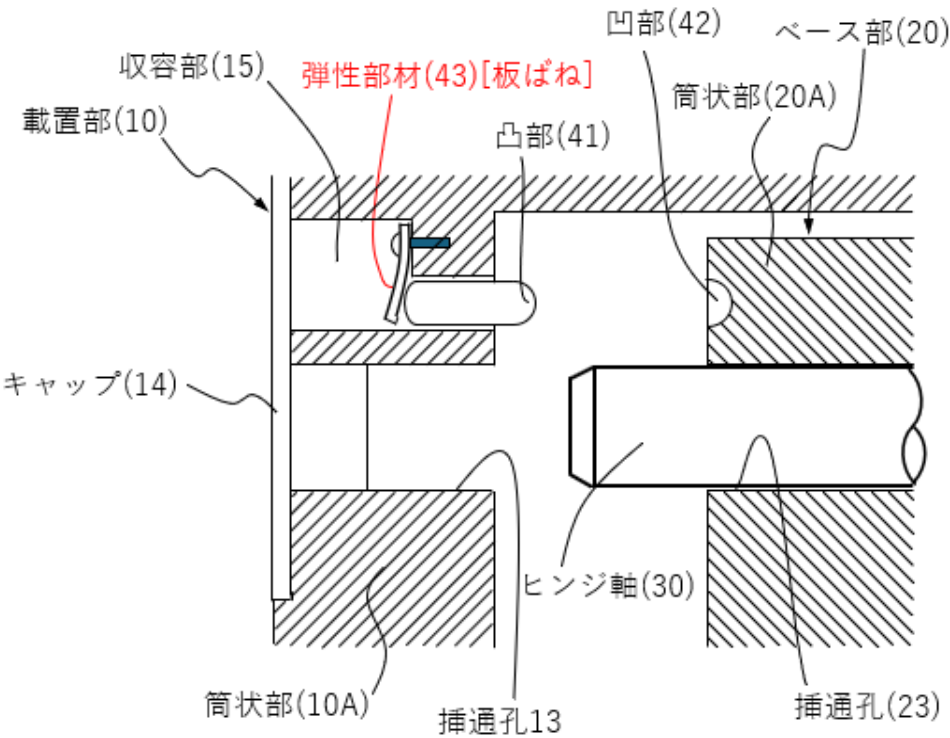
1. **技術的均等性**：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同一の課題を解決し、かつ（本質的に）同一の機能を果たすか？
2. クレームの保護を均等物に拡張することは、**特許権者の公平な保護**に相応しいか？
3. **第三者にとっての合理的な法的安定性**：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？
4. **特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？**

クレームの保護を均等物に拡張することは、特許権者の公平な保護に相応しいか？

[図 4]



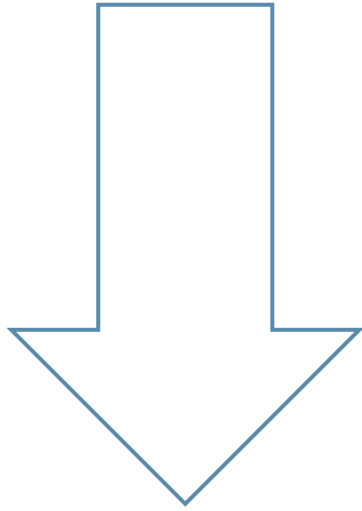
訴訟中の特許



異議を申し立てられている
実施形態

クレームの保護を均等物に拡張することは、特許権者の公平な保護に相応しいか？

[D] 前記突起を付勢する**弾性部材**

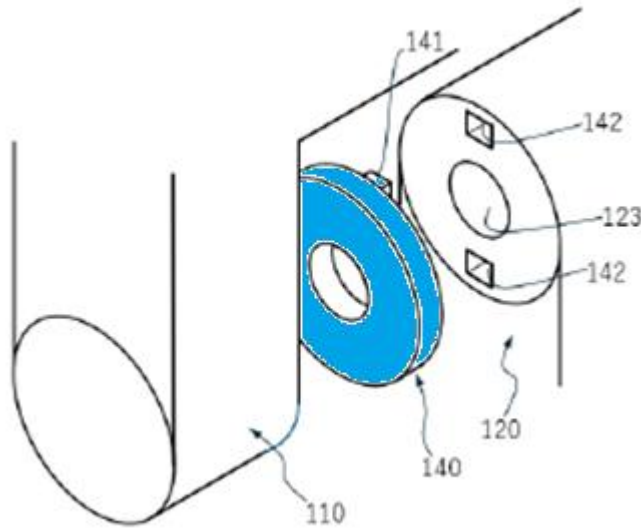


特許付与手続中の補正

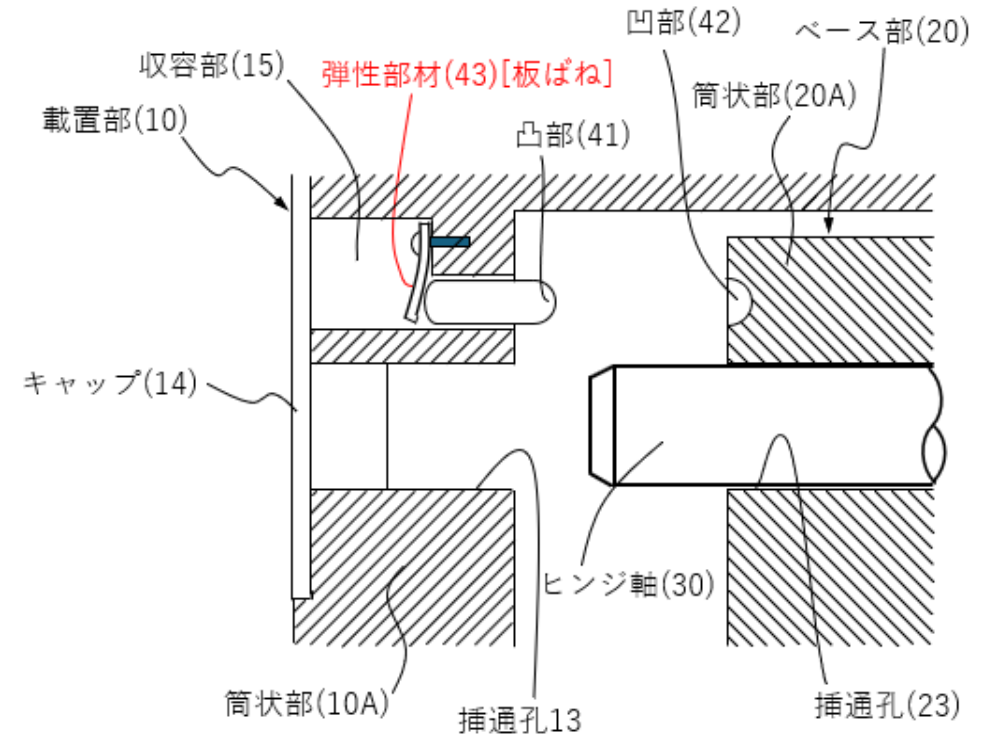
[D'] 前記突起を付勢する**金属製圧縮コイルばね**

クレームの保護を均等物に拡張することは、特許権者の公平な保護に相応しいか？

[図2]



公知技術文献



異議を申し立てられている
実施形態

クレームの保護を均等物に拡張することは、特許権者の公平な保護に相応しいか？

問題：金属製板ばねの使用は、優先日には知られていなかったが、侵害時には知られていた。

- **一般原則：**
原則として、保護範囲は、**優先日**を基準に判断される。
- ただし、
変形例が創作的な考慮に基づくものではなく、**侵害者が一般的な技術進歩の恩恵を受けたもの**とすれば、それは公平か？
- **解決策：**
当業者が優先日において変形例を認識していたことを前提として、それが利用可能になったのは後日であったとしても、均等性の条件が満たされていれば足りる。

均等侵害を判断するテスト

1. **技術的均等性**：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同一の課題を解決し、かつ（本質的に）同一の機能を果たすか？
2. クレームの保護を均等物に拡張することは、**特許権者の公平な保護**に相応しいか？
3. **第三者にとっての合理的な法的安定性**：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？
4. **特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？**

第三者にとっての合理的な法的安定性：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことを理解できるか？

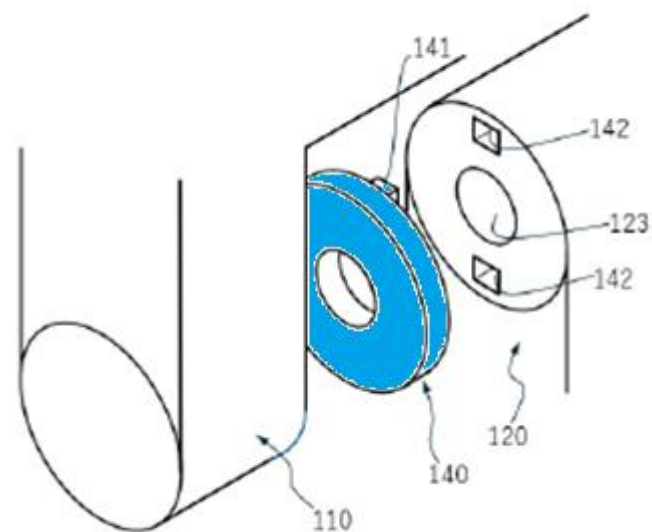
- **係争特許**は、一貫して、問題の部品を「**弾性部材**」であると**述べており**、その機能は、突起を凹部に押し込む付勢／復元力を生じさせることであると説明している。
- **金属製コイルばね**に言及している場合、これは、**好ましい実施形態の文脈でのみ**のもので、係争特許は、そのような金属製コイルばねに特別な利点があるとしている訳ではない。
- 「**金属製コイルばね**」への言及は、係争特許の保護範囲から**他の金属製ばねを除外**することを意図したものと示唆する記述は存在しない。

均等侵害を判断するテスト

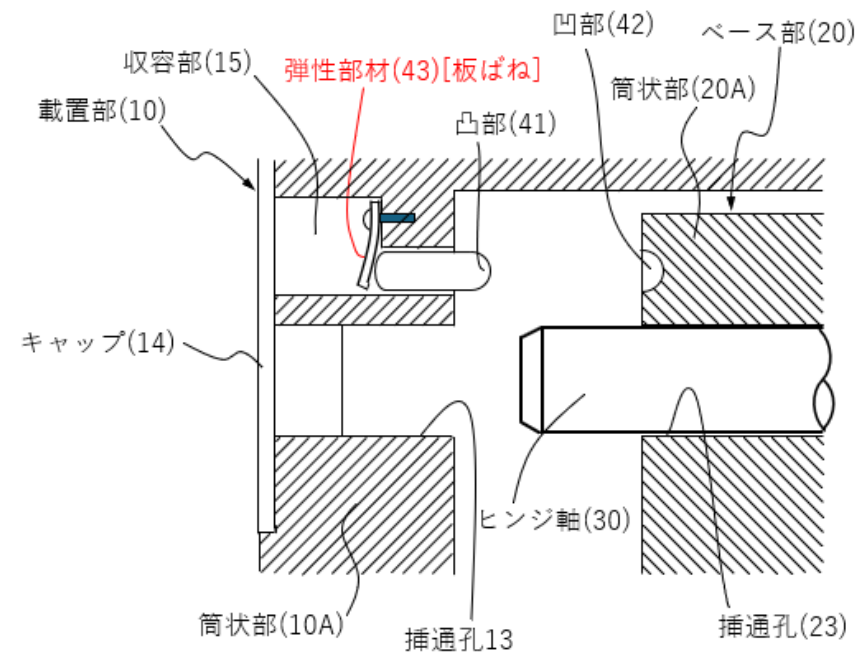
1. **技術的均等性**：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同一の課題を解決し、かつ（本質的に）同一の機能を果たすか？
2. クレームの保護を均等物に拡張することは、**特許権者の公平な保護**に相応しいか？
3. **第三者にとっての合理的な法的安定性**：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？
4. **特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？**

特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？

[図2]



公知技術文献



異議を申し立てられている
実施形態

均等侵害を判断するテスト

1. **技術的均等性**：この文脈において、変形例は、特許発明が解決する課題と（本質的に）同一の課題を解決し、かつ（本質的に）同一の機能を果たすか？
2. クレームの保護を均等物に拡張することは、**特許権者の公平な保護**に相応しいか？
3. **第三者にとっての合理的な法的安定性**：当業者は、特許を見て、発明の範囲がクレームの文言よりも広いことが理解できるか？
4. **特許侵害の疑いのある製品は、公知技術に対して新規性および進歩性を有するか？**

判決

1. 争われている実施形態は、係争特許の技術的示唆を利用し、構成要件D'を均等手段で実現した。
2. 請求通り、差止めを命じる。
3. 請求通り、Donkey社に損害賠償金の支払いを命じる。



Unified Patent Court
Einheitliches Patentgericht
Juridiction unifiée du brevet

ご清聴ありがとうございました
